

児童虐待事案の警察との情報共有の強化 (リアルタイムでの情報共有システムの構築)

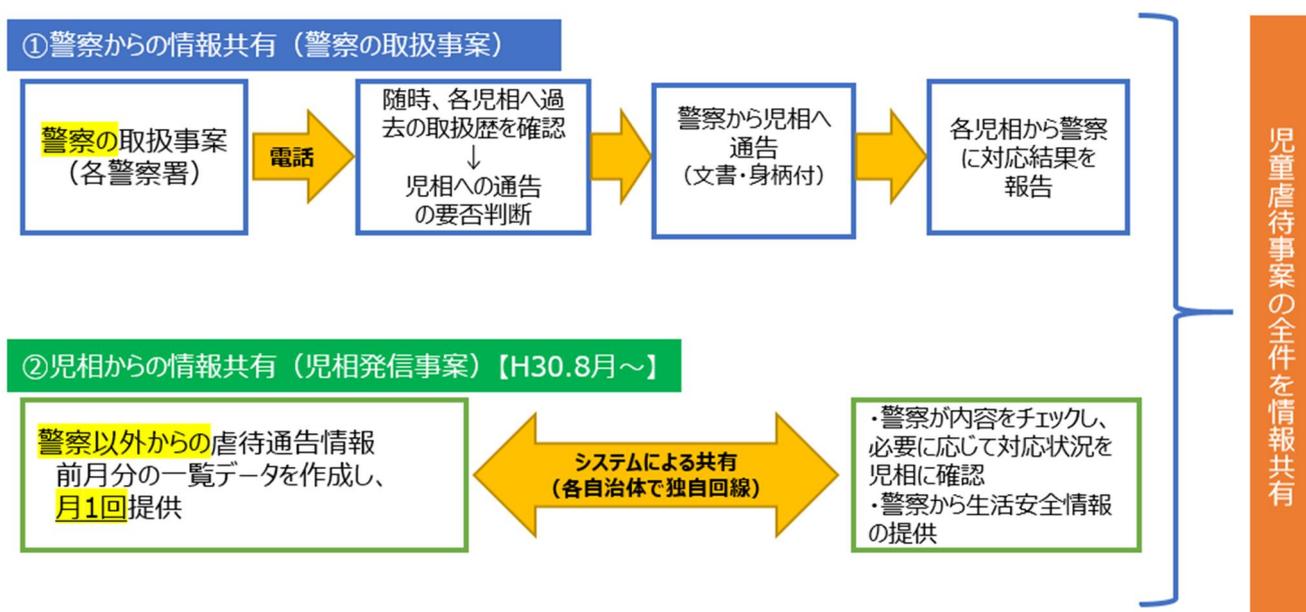
【目的】

児童虐待通告情報にかかる児童相談所と警察による定期（月 1 回）の情報共有に代わり、オール大阪で新たにリアルタイムでの情報共有システムを構築し、ダブルチェック機能の強化により、より一層の「児童虐待の見逃し防止」と「支援の充実」を図る。

1 これまでの取組について

(1) 経過

- 警察と児童相談所の情報共有については、児童虐待を防止するため、大阪府内で独自に大阪府警との間で平成 29 年 2 月に協定を締結し、頭部外傷などの重症事案や、児童の居住実態が把握できない事案に関して情報共有を開始。
- さらに、大阪府の児童相談所と警察とのダブルチェックによる「児童虐待の見逃し防止」と「支援の充実」を図るため、平成 30 年 8 月の通告事案より、受理した児童虐待事案の全件共有（月 1 回：定期情報共有）を行っている。
- 大阪市及び堺市の児童相談所についても、令和 3 年 4 月より大阪府方式での全件共有を開始。令和 7 年 4 月に開所した豊中市児童相談所についても同様に運用を開始。

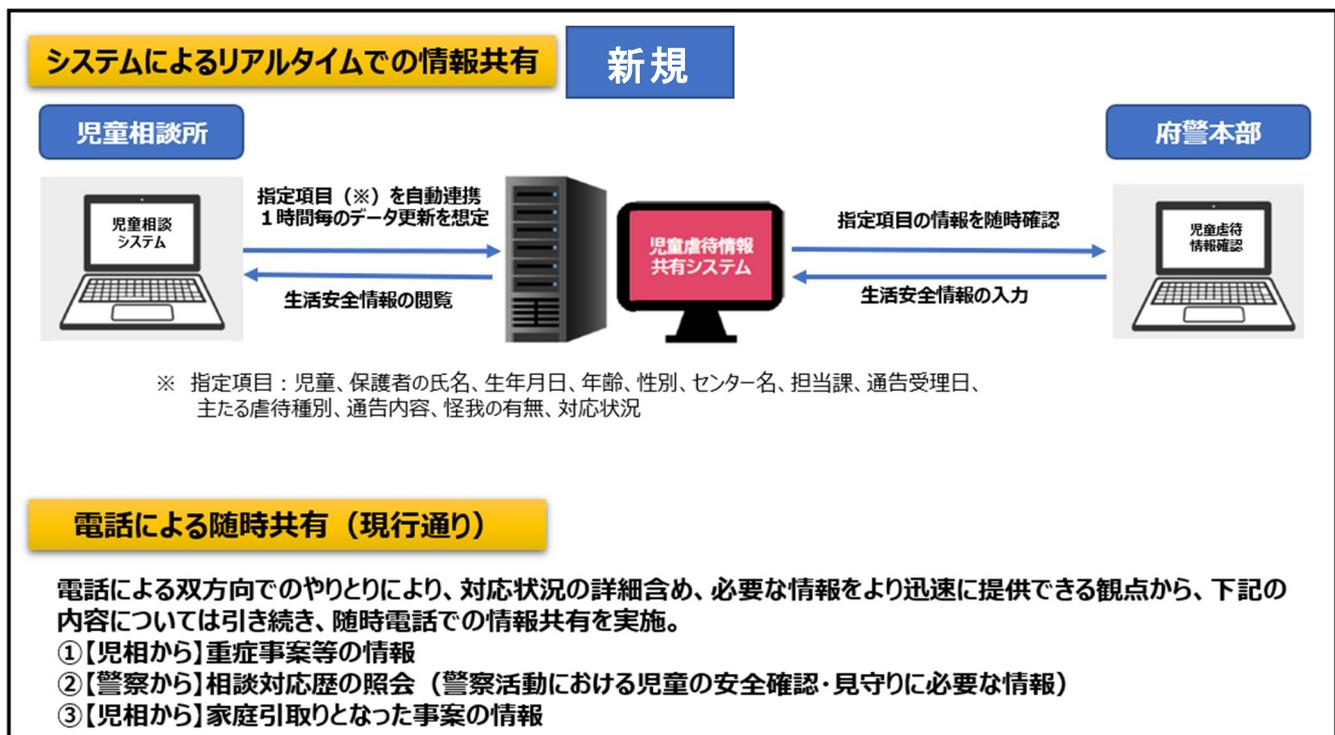


(2) 情報共有の実績

年度	事案数（児童数）	大阪府		
		大阪府	大阪市	堺市
令和3年	14,274	8,053	4,974	1,247
令和4年	13,878	7,446	5,213	1,219
令和5年	11,887	6,125	4,764	998
令和6年	12,125	6,350	4,889	886

2 今後の取組（案）

○警察との児童虐待事案にかかるリアルタイムでの情報共有



○来年度、大阪府及び大阪市、堺市、豊中市合同で情報共有システムを構築するとともに、各自治体における児童相談システムを改修

○令和9年4月以降に運用開始を予定